

介護支援専門員・発達障害・言葉の魔術

フリーライター 宮下公美子

「寝たきり」ではなく「寝かせきり」ではないかというのは、実態を適切に表現した言葉への転換、「認知症患者」ではなく「認知症の人」ではないかというのは、レッテルをはがしたニュートラルな言葉への転換である。

言葉の魔術という、こうした誤った言葉遣いから生まれる問題と共に、反対に名称を与えられたことによって浮かび上がってくる問題もある。

しつけと呼ばれていた親から子への暴力等に「虐待」、夫から妻へ、妻から夫への暴力等に「ドメスティック・バイオレンス」、執拗なつきまとい行為に「ストーカー」という名称が与えられたことによって、それまで見過ごされていたこれらの問題は、一気に社会問題としてクローズアップされるようになった。まさに言葉の魔術である。

そしていま、多くの人の関心を集めている名称に「発達障害」がある。

発達障害は臨床的には、一般に知的障害と呼ばれている精神遅滞、自閉症などの広汎性発達障害、学習障害等の特異的発達障害の3つから包括的にとらえられている。発達障害という、知的水準は低くないのに字が書けない、読めない等の障害を持つ学習障害や、活動に集中できず落ち着きのないAD/HD(注意欠如／多動性障害)のほか、広汎性発達障害に含まれるアスペルガー障害を指すことが多い。これは、言語や知的な遅れはないが、社会性に乏しい、場の雰囲気を読んだり他者の感情を推し量ったりすることが苦手、興味の範囲が限定的、といった傾向を持つ障害である。初めて報告されたのは1944年だが、1981年のイギリスの研究者による報告で一気に世界にその名称が広まった。

発達障害という名称の広まりと共に、「自分はアスペルガー障害」と名乗る人が増えた。

講義のあった31日、傍聴した「介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上と今後のあり方に関する検討会」で、大正大学名誉教授・橋本泰子さんから、「ケアマネジメント」と「ケアマネジャー」の日本語訳が果たした以下のような残念な「魔術」の話が出た。

介護保険制度以前の議論では「ケアマネジメント」という名称であったものが介護保険法では「居宅介護支援」となり、「ケアマネジャー」は「介護支援専門員」と日本語訳された。時の厚生大臣、小泉純一郎氏から「カタカナ語を使わないように」との命が下ったからだという。

橋本さんは、「“介護”という言葉を使ったために、“ケア”が狭義の介護業務に限定されてしまった。これがもし居宅“生活”支援であったら、状況はずいぶん違って来たのではないかと嘆いた。「介護」という言葉が足かせとなって、ケアマネジャーは「介護保険サービス・マネジャー」であるかのように認識され、さらには保険の給付管理を担う「マネー・マネジャー」などと揶揄されるようになった。

ケアマネジメントは、生活支援のマネジメントから介護保険サービスのコーディネイトへと矮小化された。私は、橋本さんの発言をそうした現状への嘆きであると理解した。

なるほど、「介護」支援専門員という名称は、「介護の支援をする専門家」というイメージを聞く人に与える。そうでなくても、介護支援専門員は介護保険制度創設と同時に作られた職種であるため、

介護保険と関係する仕事だと限定的にとらえられやすい。この名称が世間にそのイメージをダメ押ししたとも言える。

橋本さんの話と講義で聞いた言葉の魔術の話をも併せていろいろなことを考えた。

まず介護支援専門員自身が自分の業務をどうとらえているかを考えてみた。

介護支援専門員は、たとえば、利用者に「役所から来た手紙がよくわからないから見てほしい」と頼まれれば、近くに行ったついでに立ち寄り、説明する。利用者家族の精神疾患が利用者支援の障壁になっていけば、事態打開のために行政の障害者支援担当や精神科の医師への橋渡しも行う。独居の高齢者が近隣トラブルを起こせば、その対応のために住民と話し合うこともある。

つまり、介護支援専門員自身はみなが支援範囲を「介護」に限定しているわけではないのだ。

次に利用者とその家族である。核家族化が進み、個々の家庭の対応力は衰えている。そのため、前述のような「介護」の範囲を超えた支援を求める声は、縁あってその家庭と関わった介護支援専門員にしばしば寄せられる。その際、要援護家庭に介護支援専門員の業務範囲がどこまでかという意識がさしてあるとは思えない。

では行政はどうか。前述のような支援は、本来、行政の対応範囲である。

しかし、介護保険制度開始以来、すっかり要援護家庭から足が遠のいた行政は、要援護家庭への対応を介護支援専門員に任せがちだ。介護支援専門員の業務範囲について、あえて意識しないようにしているようにも思える。こうした状況下で、介護支援専門員は要援護家庭が支援の谷間に落ちないように、「介護」以外の対応もせざるを得ないケースが増えている。

つまり、マスコミや研究者、傍観者的な国民がケアマネジャーを「介護」支援専門員だと認識していても、現場はそんな認識を超えたところで動いているということである。介護支援専門員が業務範囲を限定せざるを得ないとしたら、それは名称のせいではなく、介護保険サービスを用いた支援をしなくては得られない報酬設定から来る縛りのせいではないか。

私は最初、そんなふう考えた。

では橋本さんの言うように、もしケアマネジャーが「生活支援専門員」と命名されていたらどうだったろうか。出発点が高齢者支援だとしても、障害者、生活困窮者、母子家庭など、支援が必要なあらゆる分野の生活支援のケアマネジメントを担う職種へと成長できていたのだろうか。

高齢者支援を業務のごく一部とし、介護保険以外の分野の生活支援に関わる仕事によっても報酬を得ることができていたのだろうか。

残念ながら、私には介護支援専門員の現状から、生活支援専門員＝ケアマネジャーの姿をイメージすることはできなかった。

先ほど、介護支援専門員自身はみな業務を「介護」に限定しているわけではない、と書いた。これを裏返して言えば、自分の業務範囲は「介護」支援だと限定している介護支援専門員が少なからずいるということである。

「介護」という言葉は、意欲のない介護支援専門員にケアマネジャーの役割を、そしてケアマネジメントを矮小化する言質を与えてしまったのだ。そして少なからずいる彼らの存在が、介護支援専門員は質が低いなどというバッシングを招き、「生活」支援専門員としての姿をイメージしにくくさせているのではないか。

そのことに気づき、私は暗い気持ちになった。言葉の魔術は恐ろしい。